

議案第68号

杉並区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成29年9月11日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区の福祉に関する事務所設置条例の一部を改正する条例
杉並区の福祉に関する事務所設置条例（平成12年杉並区条例第12号）の一部
を次のように改正する。

第2条の表杉並区杉並福祉事務所の項中「杉並区荻窪五丁目15番13号」を
「杉並区天沼三丁目19番16号」に改める。

附 則

- この条例は、平成30年3月26日から施行する。ただし、次項の規定（杉並
区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）別表第4杉並区役所庁
舎地下駐車場の項の次に次のように加える改正規定を除く。）は、同月1日から
施行する。
- 杉並区行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。
別表第2中（13）を削り、（12）の2を（13）とする。
別表第4杉並区役所庁舎地下駐車場の項の次に次のように加える。

杉並区杉並福祉事務所駐車場	15分間までごと	100円
---------------	----------	------

（提案理由）

杉並福祉事務所の位置を変更する等の必要がある。